令和３年３月１日

三重県土地家屋調査士会　　御中

いなべ市長　日沖　靖
（公印省略）

境界確認実施要領の周知について（依頼）

平素は、市行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当市では境界確認業務における手続きの明確化を目的として、令和３年度より境界確認実施要領を制定し、運用することになりました。

つきましては、当該業務を請け負う土地家屋調査士から、提出書類等の不備を防止するため、ご多忙中恐縮ですが、会員様へのご周知のほどご協力をお願い申し上げます。

なお、実施要領及び必要な提出書類については、いなべ市ホームページからダウンロードが可能となっていますので、併せてご周知のほど宜しくお願い致します。

いなべ市建設部管理課
事務担当：日紫喜、多湖
ＴＥＬ：0594-86-7835
ＦＡＸ：0594-86-7830

いなべ市境界確認実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、市有土地に係る境界確認の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　境界確認　市有土地と申請地との境界について、市長、申請者及び利害関係者が協議してこれを定め、書面をもって明らかにすることをいう。

(2)　市有土地　道路、河川及び法定外公共物をいう。

(3)　道路　道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第８条第１項の規定により、市長が認定した道路をいう。

(4)　河川　河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 100 条第１項の規定により、市長が指定した準用河川をいう。

(5)　法定外公共物　いなべ市法定外公共物管理条例（平成 15 年いなべ市条例第 123 号）第２条に規定する法定外公共物をいう。

(6)　申請者　市有土地との境界確認をしようとする者をいう。

(7)　利害関係者　申請地の境界確認に係る土地の所有者、公物管理者等、市長が境界確認に必要と認める者をいう。

(8)　申請地　市有土地と境界確認をしようとする土地をいう。

(9)　隣接地　市有土地に隣接する（点接を含む。）土地をいう。

(10)　対側地　隣接地のうち、市有土地を挟んで申請地と相対する土地をいう。

(11)　立会協議　市、申請者及び利害関係者が、現地において境界点及び境界線について協議することをいう。

（申請者の要件）

第３条　申請者は、申請地の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める者を申請者とする。

(1)　申請地の所有者が法人である場合　当該法人の代表者

(2)　申請地の所有者が法人であり、解散、破産等している場合　当該法人の清算人又は管財人

(3)　申請地の所有者（登記名義人）が死亡している場合　当該登記名義人の法定相続人全員（遺産分割が完了している場合を除く。）

(4)　申請地の所有者が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第 17 条第１項の審判を受けた被補助人である場合　その法定代理人

(5)　申請地が共有地である場合　その共有者全員

(6)　申請地が信託財産である場合　委託者及び受託者の両者

（申請の特例）

第４条　市有土地と境界確認をしようとする者が、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める者を申請者とすることができる。

(1)　都市計画法に基づく開発行為等を行おうとする場合　当該開発行為等の対象

地の所有者の委任を受けた施行者

(2)　国、地方公共団体その他の市長が認める公的機関が公共事業を行おうとする場合　当該公共事業の施行主体である官公署の長

(3)　いなべ市が公共事業の施行者となる場合　当該事業を担当する所属長

（境界確認申請）

第５条　申請者は、市有土地との境界確認をしようとするときは、境界確認申請書（様式第１号）に次の各号に定める書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1)　位置図（縮尺１／５０，０００～１／１０，０００）

(2)　案内図

(3)　不動産登記法第 14 条に規定する地図

(4)　申請地の全部事項証明書

(5)　隣接地の所有者一覧表（登記事項要約書等）

(6)　申請地及び隣接地の地積測量図

(7)　参考資料（実測平面図、現況写真等）

２　申請者は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1)　申請地の所有者が法人である場合　当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

(2)　申請者が相続人である場合　戸籍謄本、相続関係説明図、遺産分割協議書等

(3)　申請者が法定代理人である場合　法定代理人であることを証する書類

(4)　申請地が信託財産である場合　信託原簿の写し

(5)　代理人が境界確認の事務を行う場合　委任状

（事前調査）

第６条　市長は、前条による境界確認申請書の提出があったときは、その内容について審査をするとともに、必要に応じて既存資料の収集及び現地調査を行うものとする。

（立会協議）

第７条　市長は、申請者及び利害関係者と境界確認のための立会協議を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、これを省略することができる。

(1)　申請地について、土地区画整理事業若しくは土地改良事業による換地処分又は地籍調査事業による登記が完了し、当該事業に基づく境界標の確認又は境界点の復元ができる場合

(2)　申請地について、地籍調査事業による一筆地調査（現地立会）が完了し、当該調査に基づく境界標の確認又は境界点の復元ができる場合

(3)　申請地について、過去に境界確認が行われており、当該境界確認に基づく境界標の確認又は境界点の復元ができる場合

２　立会協議は、原則として市長、申請者及び利害関係者の全員の出席により行うものとする。ただし、やむを得ない事情により欠席する者があるときは、申請者は欠席者と別途協議を行うものとする。

３　立会協議を行うときは、申請者は事前に日時等を調整し、市長及び利害関係者に

連絡するものとする。

4　立会協議において、申請者はその趣旨を出席者に説明し、立会協議を行うものとする。

5　立会協議を行ったときは、申請者は立会者名簿を作成し、市長に提出するものとする。

（経過報告書の作成）

第８条　市長は、前条による立会協議を行ったときは、その内容を記録した経過報告書を作成するものとする。この場合において、原則として次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　立会協議の対象となった市有土地の種類

(2)　境界の根拠又は参考とした資料、証言及び見解

(3)　現地における境界点及び境界線の位置

2　市長は、立会協議を省略したときは、その事由を記載した経過報告書を作成するものとする。

（境界確認の合意）

第９条　申請者は、市長及び利害関係者と境界確認が合意に達したときは、境界確定書及び境界確定図（以下「境界確定書等」という。）を作成の上、印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）を添付し、原則として２部市長に提出するものとする。この場合において、境界確定書等の形式は、次の各号に定めるものとする。

(1)　申請者及び利害関係者の署名、押印及び割印をしたものとする。

(2)　境界確定図は、申請地及び隣接地の位置関係を明確にし、境界点、引照点、基準点等の座標一覧表、境界標の種類、作成年月日及び作成者氏名を記載したものとする。

(3)　境界確定書等は、申請者は実印を押印し、利害関係者については実印又は認印を押印したものとする。

2　市長は、前項による境界確定書等の提出があった場合は、速やかにその内容を精査し、適当と認めたときは、公印を押印し、１部を申請者に交付するものとする。

（相続人及び共有者の同意）

第 10 条　申請者は、境界確認の合意において、隣接地に相続人又は共有者があるときは、当該土地の権利を有する者全員から同意を得るものとする。ただし、全員から同意を得ることが困難であるときは、相続人代表届（様式第３号）又は共有者代表届（様式第４号）を市長に提出し、当該隣接地の代表者と合意することができる。

（対側地所有者の同意）

第 11 条　申請者は、境界確認の合意において、対側地所有者の同意を得るものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、これを省略することができる。

(1)　対側地について、土地区画整理事業若しくは土地改良事業による換地処分又は地籍調査事業による登記が完了し、当該事業に基づく境界標の確認又は境界点の復元ができる場合

(2)　対側地について、地籍調査事業による一筆地調査（現地立会）が完了し、当該調査に基づく境界標の確認又は境界点の復元ができる場合

(3)　対側地について、過去に境界確認が行われており、当該境界確認に基づく境界標の確認又は境界点の復元ができる場合

(4)　市長が、既存資料及び市有土地の現況を勘案して、対側地所有者の同意を省略することが適当であると認める場合

(境界確認の特例)

第 12 条　申請者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める者の境界確認の合意を省略することができる。

(1)　不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 143 条第１項の規定により、筆界特定がされた筆界がある場合　筆界特定書及び筆界特定図面の写しを添付することにより、当該筆界に隣接する利害関係者

(2)　筆界を特定するに足る客観的な資料が存在する場合　筆界を特定する資料を添付することにより、当該筆界に隣接する利害関係者

(境界確認申請の却下及び取下げ)

第 13 条　市長は、次の各号に掲げる場合は、境界確認申請を却下し申請者に境界確認申請書を返戻するものとする。ただし、申請者が第４条第１項第２号及び第３号に該当するときは、この限りではない。

(1)　申請地において、所有権の帰属、境界等の係争中である事が判明した場合

(2)　申請地付近の法務局備付地図（公図）と現況に相違があり、位置関係が把握できない場合（地図訂正を前提とした境界確認申請である場合を除く。）

(3)　境界確認申請書を受理した日から６か月を経過しても立会協議が行われない場合

２　申請者は、境界確認が不要になった場合は、速やかに境界確認申請取下届（様式第２号）を、市長に提出するものとする。

(境界確認の不調)

第 14 条　市長は、次の各号に掲げる場合は、境界確認の不調事案とし、申請者に通知するものとする。ただし、申請者が第４条第１項第２号及び第３号に該当するときは、この限りではない。

(1)　申請者又は利害関係者と、境界確認の合意に達する見込みがないと判断した場合

(2)　立会協議を行った日から１年を経過しても境界確定書等の提出がされない場合

(3)　立会協議を省略することとした日から１年を経過しても境界確定書等の提出がされない場合

２　市長は、前項第２号又は第３号に定める期間内に、申請者から延長の申出があり、当該申出に正当な理由があると認めたときは、期間を延長することができる。

(書類の保管)

第 15 条　市長は、境界確定書等を経過報告書とともに永年保存文書として保管するものとする。

(境界確定書等の閲覧及び写しの交付)

第 16 条　申請地及び隣接地の所有者（包括承継人を含む。）又は申請地に直接利害関

係を有する者は、境界確定書等の閲覧及び写しの交付を請求することができる。

2　境界確定書の付近地において境界確認申請書が提出されているときは、当該境界確認申請の申請者は、境界確認の参考資料として、境界確定書等の閲覧及び写しの交付を請求することができる。

3　市長は、前２項に定める者以外の者から境界確定書等の閲覧及び写しの交付の請求があったときは、いなべ市情報公開条例（平成 15 年いなべ市条例第８号）に定めるところにより交付するものとする。

（雑目）

第 17 条　この境界確認実施要領に定めなき事項は、市長及び申請者において、別に協議するものとする。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

境　界　確　認　申　請　書

令和　　年　　月　　日

いなべ市長　　様

（申請者）住　所

氏　名
（又は名称）
連絡先

私が所有する下記の土地と貴職所管の公共用財産との境界を確認したいので申請します。なお、境界確認の立会後、利害関係者と合意した境界確定書を必要部数提出します。

記

１．土地所在

いなべ市　　町　　字　　番

２．申請の目的

３．公有地の種類

道路　・　水路　・　その他（　　）

４．その他（参考事項）

５．添付書類

(1) 位置図
(2) 案内図
(3) 不動産登記法第１４条による地図（公図）
(4) 土地全部事項証明書（申請地）
(5) 隣接地所有者一覧表（要約書等）
(6) 地積測量図（申請地、隣接地）
(7) 参考資料（実測平面図、写真等）
(8) その他（委任状等）

（代理人）

連絡先

様式第２号（第10条関係）

相　続　人　代　表　届

いなべ市長　　様

私は、下記の土地の境界確認について、他の相続人と協議のうえ、相続人代表として境界に相違ない旨を合意しました。

よって、他の相続人から疑義、問題等が生じた場合は、私の責任において全て解決、処理いたします。

記

土地所在地

いなべ市　　町　　字　　番

以上

令和　　年　　月　　日

（相続人代表）住　所

氏　名　　印

※ 境界確定書と同じ印を使用すること

様式第３号（第10条関係）

共　有　者　代　表　届

いなべ市長　　様

私は、下記の土地の境界確認について、他の共有者と協議のうえ、共有者代表として境界に相違ない旨を合意しました。

よって、他の共有者から疑義、問題等が生じた場合は、私の責任において全て解決、処理いたします。

記

土地所在地

いなべ市　　町　　字　　番

以上

令和　　年　　月　　日

（共有者代表）住　所

氏　名　　印

※ 境界確定書と同じ印を使用すること

様式第４号（第13条関係）

境　界　確　認　申　請　取　下　届

令和　　年　　月　　日

いなべ市長　　様

（申請者）住　所

氏　名
（又は名称）
連絡先

令和　　年　　月　　日付で申請いたしました境界確認申請については、下記の理由により申請を取り下げます。

記

１．土地所在
　　いなべ市　　町　　字　　番

２．取下げ理由

（代理人） 連絡先

立　会　者　名　簿

令和　　年　　月　　日

申 請 地　いなべ市　　町　　字　　番

申 請 者

申請地所在地番	所有者 (登記名義人)	立会者住所・氏名	所有者 との関係	立会日
			□ 本人 □ 相続人代表 □ 共有者代表 □ 代理人 □ その他 (関係:　　)	令和　　年 月　　日
隣接地所在地番	所有者 (登記名義人)	立会者住所・氏名	所有者 との関係	立会日
			□ 本人 □ 相続人代表 □ 共有者代表 □ 代理人 □ その他 (関係:　　)	令和　　年 月　　日
			□ 本人 □ 相続人代表 □ 共有者代表 □ 代理人 □ その他 (関係:　　)	令和　　年 月　　日
			□ 本人 □ 相続人代表 □ 共有者代表 □ 代理人 □ その他 (関係:　　)	令和　　年 月　　日
			□ 本人 □ 相続人代表 □ 共有者代表 □ 代理人 □ その他 (関係:　　)	令和　　年 月　　日
			□ 本人 □ 相続人代表 □ 共有者代表 □ 代理人 □ その他 (関係:　　)	令和　　年 月　　日

隣接地所在地番	所有者 (登記名義人)	立会者住所・氏名	所有者 との関係	立会日
			□ 本人 □ 相続人代表 □ 共有者代表 □ 代理人 □ その他 (関係:　　)	令和　　年 月　　日
			□ 本人 □ 相続人代表 □ 共有者代表 □ 代理人 □ その他 (関係:　　)	令和　　年 月　　日
			□ 本人 □ 相続人代表 □ 共有者代表 □ 代理人 □ その他 (関係:　　)	令和　　年 月　　日
			□ 本人 □ 相続人代表 □ 共有者代表 □ 代理人 □ その他 (関係:　　)	令和　　年 月　　日
			□ 本人 □ 相続人代表 □ 共有者代表 □ 代理人 □ その他 (関係:　　)	令和　　年 月　　日
その他利害関係者	土地改良区、水利組合等			令和　　年 月　　日
公共用財産管理者	所属部署・担当者			令和　　年 月　　日
公共用財産管理者	所属部署・担当者			令和　　年 月　　日

境　界　確　定　書

いなべ市長　様

下記対象物件と隣接地並びに公共用財産との境界について、別途確定図に表示された境界を確認のうえ、合意する。なお、本書の申請地及び隣接地に直接利害関係を有する者に本書を閲覧させ、又は本書の写しを交付すること及び下記のことについても了解のうえ同意する。
※相続財産管理人等（相続人代表及び共有者代表）により合意する場合は、他の相続人又は共有者である者を代表して合意するものであり、他の相続人又は共有者から疑義、問題等が生じた場合は、その者の責任において全て解決、処理するものとする。
※この境界確定書のとおり地積更正（地図訂正）等の申請をすることにも同意する。

令和　　年　　月　　日　　（立会日　令和　　年　　月　　日）

公共用財産　地番・地先		
対象物件	住所・氏名	実印
隣接地・対側地	住所・氏名	印

隣接地・対側地	住所・氏名	印

その他利害関係者	住所・氏名	職印
土地改良区、水利組合等		
前記公共用財産管理者		公印
前記　公共用財産　地番・地先　のとおり	令和　　年　　月　　日 三重県いなべ市長 日　沖　　靖	